

## 第二次大戦に関する歴史的修正主義の現状（3） - プレサック論文「アウシュヴィッツでの大量殺人装置」批判 -

加藤 一郎\*

### La Nuna Situacio de la Historika Revisionismo pri la dua Mondmilito (3) - La kritiko de la artikolo de J.C. Pressac -

KATO Icio

Resumo: La ortodoksa historio pri la Holokausto asertis, ke la koncentrejoj de Auschwitz estis la centroj de la ekstermo de la judoj pereaj cambroj', bazante sin cefe sur la postmilitaj atestoj kaj konfesoj. Aliflanke, la Holokaustaj revisionistoj kritikis tiun atestoj el la kemia kaj jura-medicina vidpunkto, bazante sin cefe sur la konstatoj de la lokoj de "krimoj" kaj materiaj pruvajoj. Frontante kontraŭ tiuj kritikoj de ili, J.C.Pressac (la france studento) publikis studaĵojn, kiuj iamaniere akceptis iliajn metodo kaj samtempe klopodis defendi la bazan aserton de la ortodoksa historio pri la koncentrejoj de Auschwitz. Sed, en liaj studaĵoj trovigas multaj eraroj kaj kontraŭdiroj.

#### < はじめに >

ホロコースト派が、収容所の生存者やSS隊員の「目撃証言」や「自白」をそのまま歴史的事実として受け取り、その内容にもとづいて、ホロコーストの実態にアプローチしてきたのに対し、ホロコースト修正派は、収容所という「殺人現場」、ガス室や焼却棟という「殺人装置」の「現場検証」や「物証」を重視し、科学＝化学的観点あるいは法医学的観点から、ホロコーストの実態にアプローチしようとしてきた。例えば、アウシュヴィッツについては、ホロコースト派の多くが、その所長ルドルフ・ヘスの「自白」や生存者の「目撃証言」を、この収容所が「絶滅収容所」であった最大の証拠として引用してことたれりとしているのに対して、ホロコースト修正派は、収容所全体の配置、「ガス室」といわれている部屋の配置や構造、「ガス処刑」の技術手順、焼却棟の死体焼却能力、焼却壕の処理能力などの科学的・化学的・技術的諸問題に焦点をあてることによって、ホロコースト「正史」の定説に疑問・異説を呈してきた<sup>1</sup>。

当初、生存者の「目撃証言」やSS隊員の「自白」の与えた印象は圧倒的であり、ホロコースト派の方法の欠陥が明るみにできることはなかったが、ホロコースト修正派の先駆者ラッシニエが生存者の「目撃証言」やSS隊員の「自白」の内容の矛盾を明らかにし<sup>2</sup>、「現場検証」「物証」を重視するホロコースト修正派の活動が活発になってくると、ホロコースト派も、「目撃証言」と「自白」だけに依拠するような従来の方法の欠陥に気づかざるをえなくなってきた。

そのような状況のなかで、フランス人研究者プレサックが発表した諸研究<sup>3</sup>は、彼自身が従来のホロコースト「正史」（彼の表現では「伝統的な歴史学の方法」）を「大半が証言に基づいてお

\*かとう いちろう 文教大学教育学部

り、その証言は時代の雰囲気に応じて集められたものであり、勝手な真理に適合させるために切り捨てられたり、不均等な価値を持つ少数のドイツ資料と混ぜ合わされたり、互いに関係を持っていないかたりする」と批判しているように、ホロコースト修正派の方法を念頭におきながら、アウシュヴィッツは「殺人ガス室」を備えた「絶滅収容所」であったというホロコースト「正史」の基本テーゼを守ろうとするものであった。だから、彼の研究は、ホロコースト派から当初は熱烈に歓迎された。ホロコースト派のリプシュタットは、1989年のプレサックの著作を「15回を超えるアウシュヴィッツ取材のほか、旧ソ連の公文書館における探査など、数年に及ぶ徹底した研究調査」を踏まえたうえで、ホロコースト修正派の主張に「潰滅的な打撃を加えた」研究と評価している<sup>4</sup>。また、我が国でも、ティル・バステリアン『アウシュヴィッツとアウシュヴィッツの嘘』の訳者石田勇治氏も、プレサックは「初めて日の目を見た膨大な資料との格闘の末、『アウシュヴィッツの焼却棟・大量殺戮の技術』を発表し、展示されている焼却棟（このなかに、問題のガス室と焼却棟がある）を含むすべての処刑施設の建設行程、ガス殺に関する『技術革新』の詳細を明らかにした」とプレサックの研究を高く評価している<sup>5</sup>。

しかし、ホロコースト派のグートマンとベレンバウムが合衆国ホロコースト記念博物館の協力を得て編集・出版した論文集『アウシュヴィッツ死の収容所の解剖』に収録されているプレサック論文「アウシュヴィッツの大量殺人装置」は、本文58頁、脚注5頁（図版も含めて、英文で約2700行）の大部な論文でありながら、実に奇妙な印象を与える論文である。冒頭で、「本小論は、アウシュヴィッツ・ビルケナウでドイツ人がユダヤ人その他に対して採用した絶滅装置の歴史である」と述べながらも、「絶滅」「ガス処刑」「ガス室」の話がはじめて登場するのは、ほぼ真ん中の27頁目であり、全体の分量のなかでも、「ガス処刑」や「殺人ガス室」あるいはその存在を「傍証」するような情報の「リーク」（「犯罪の痕跡」）を記述している箇所は、おそらく約5分の1にも満たない。残りの大半が、ドイツにおける焼却炉の発展史、収容所の焼却炉の建設に責任を負ったトッフ・ウント・ゼーネ社の関係者と収容所管理当局との交渉、焼却棟の建設行程にあてられているのである。このために、この約5分の1の部分のをぞくと、プレサック論文は、「絶滅装置の歴史」ではなく、「アウシュヴィッツの焼却棟の建設史」となってしまう。それゆえ、これが、プレサックの意図通り、「絶滅装置の歴史」になるための核心は、この約5分の1の部分の信憑性にかかっている。

本小論は、この核心部分の信憑性を検証することによって、アウシュヴィッツ収容所が「絶滅収容所」であったというホロコースト「正史」の基本テーゼの再考を意図するものである。

### < 「ガス室」「ガス処刑」に関するプレサック論文の記述 >

論点1：アウシュヴィッツ中央収容所ブロック11での最初のガス処刑

1941年12月、チクロンBは初めて殺虫ではなく、250名の『治療不能』の収容者と600名のソ連軍捕虜を殺すために使われた(62)。ヘス（当時そこになかった）によると、即死であった。2日後も生き続けた犠牲者もあり、二回目の毒の投与が必要であったと主張している者もいる<sup>6</sup>。

下線部：アウシュヴィッツでの最初のガス処刑の日付に関するホロコースト「正史」の定説は、1941年9月3 - 5日あるいは9月初旬である。チェフの『アウシュヴィッツ・カレンダー』は、戦後の様々な「目撃証言」にもとづいて、9月3 - 5日であったとしているし<sup>7</sup>、プレサック論文の前に掲載されているピペル論文「ガス室と焼却棟」も、「殺人手段として青酸を使った最初

の実験は、ブロック 11 (1941 年 8 月までは、13として設計されていた) の地下で、1941 年夏に行なわれた。この時期の最初のもっともよく知られている大量殺人活動は 9 月 3 - 5 日の約 600 名のソ連軍捕虜と約 250 名の病気の囚人の殺害であった」と述べている<sup>8</sup>。また、この事件についての重要な「目撃証人」とされるクラは、「私の情報によれば、最初のガス処刑が行なわれたのは、ブロック 11 のブunkerで、1941 年 8 月 14 日から 15 日にかけての夜と 15 日の昼であった。私がこの日付を正確に記憶しているのは、これが、私が収容所にやって来た記念日と一致しており、そのとき、最初のロシア人捕虜がガス処刑されたからである」<sup>9</sup>と述べている。いわゆる「アウシュヴィッツでの最初のガス処刑」という重要事件の日付すら、今日でも、依然として確定されていないことに注意していただきたい。

## 論点 2 : アウシュヴィッツ中央収容所焼却棟 (焼却棟) の「ガス室」

実験が終了すると、ブロック 11 の地下室は、換気設備を備えていないので、ガス室としては理想的ではないことが明らかとなった。また、ブロック 11 と焼却棟とは非常に離れていた。殺人者たちは、収容所のメインストリートで 850 名の死体を運びたがらなかった。焼却棟の死体安置室が、もっと効率的なガス室として推奨された。そこは、毒ガスを排出することのできる機械的な換気システムを備えており、1 階の構造になっているので、屋根に作られた 3 つの穴からチクロン B を投入することが容易であった。

焼却棟の死体安置室のなかの新しいガス室は、1942 年 1 月から 5 月までに断続的にうまく作動した。5 月には、第三の炉を建設するために閉じなくてはならなかった。そのときまで、焼却棟はガス処刑に必要な『隠匿性』を提供していないことも明らかとなった。トップフ社の人間が、新しい炉の建設に着手しはじめた直後、ガス処刑をビルケナウに移すことが決定された。<sup>10</sup>

下線部 : アウシュヴィッツ中央収容所焼却棟 (焼却棟) が、もともと、通常の焼却棟として設計・建設されたことは、ホロコースト「正史」でも認められている<sup>11</sup>。ホロコースト派が、焼却棟の死体安置室が「ガス室」に転用されたと主張するとき、いわゆる「目撃証言」や「自白」は別として、その最大の「物証」が、チクロン B を投入したとされる焼却棟の屋根の穴あるいは投入口である。プレサックもこの投入口の存在を指摘することで、焼却棟の死体安置室が「ガス室」に転用されたと主張している。

これに対して、ホロコースト修正派は、現存するこれらの投入口は、粗雑に作られた気密性のない開口部であり、気密性が必要とされる「ガス室」にはまったく不適切であると批判し、これらの投入口は「目撃証言」とつじつまをあわせるために戦後に開けられたものであると主張してきた<sup>12</sup>。

奇妙なことに、この投入口の数さえも、確定されていない。現存の投入口は 4 つであるが、プレサックは「3 つ」と述べているし、「6 つ」としている「目撃証言」もある。さらに、ピペルは、この投入口は、焼却棟が対空シェルターに改築されたときに煉瓦で埋められてしまっていたので、戦後に「再現」されたものであることを認めてしまっている<sup>13</sup>。つまり、焼却棟の死体安置室が「ガス室」に転用された最大の「物証」は、現存していないことになる。

投入口問題以外に、ホロコースト修正派は、「ガス室」のドアの構造 (内部へのうち開きであり、犠牲者の死体を搬出する場合、開けにくいのではないか)、「ガス室」の部屋の床にあるマンホール問題 (たとえチクロン B が投入口から投入されたとしても、それは床のマンホールから下

水へと流されてしまうのではないか)といった疑問点をあげ、焼却棟の死体安置室が「ガス室」に転用されたとする「正史」を批判している<sup>14</sup>。

下線部：ホロコースト「正史」は、焼却棟の「ガス室」が稼働し始めた時期を1941年9月としているが、プレサックはそれよりも3ヶ月ほど後のこととしている。ブロック11での「最初のガス処刑」の時期についても、プレサックは、「正史」よりもやはり「3ヶ月」ほど遅らせているが、その理由については後述する。

下線部：ホロコースト修正派は、焼却棟は、SSの病院の真向かいにあり、「隠匿性」と「安全性」の観点からしても「ガス室」としては不適切な配置ではないかと指摘してきたが、プレサックはこのことを認めたことになる。

### 論点3：ブunker 1（「赤い小屋」）の「ガス室」

5月、ヘスは、ビルケナウの樺林の端にある小屋（「赤い小屋」）を新しいガス室に選んだ。それは修理中の最初の焼却棟の死体安置室に取って代わるものだった。60・80平方メートルのこの家は、2室から構成されており、その中に500名が押し込まれた。ドアは密閉されており、窓は覆われており、小さな開口部がチクロンBの投入のために開けられていた。2つの部屋からガスを排出するための機械的な換気設備は設置されていなかった。処刑は夕方行われることになっていた。そして、すべての囚人が死んだのちに、ドアが開けられ、一晩中開けられたままであった。夜明けになって、死体を安全に運び出し、樺林のなかの埋葬地に運ぶことが可能となった。ブunker 1として知られるようになるこの設備は、その月に稼働し始めた（1942年5月）<sup>15</sup>。

下線部：ピペル論文は、「資料が不十分であるために、ブunker 1が正確に稼働し始めた時期を特定できない」<sup>16</sup>と述べているが、ホロコーストの「正史」では1942年の春のはじめとされている。プレサックは、ヘスがベルリンに召喚されて、ヒムラーからユダヤ人の絶滅計画を指示されたのが1942年夏としているのだから、ブunker 1はヒムラーの「絶滅命令」を受ける前に稼働していたことになってしまう。

下線部：焼却棟、、、、、、については、設計図や青写真などの文書資料が数多く残っているが、ブunker 1とブunker 2という小さな「ガス室」に関しては、そのような文書資料はまったく残っていないし、プレサック論文も、この記述の典拠を示していない。唯一その「実在」を「証明」しているのは、戦後のヘスなどSS隊員の「自白」と生存者の「目撃証言」だけである。マルセル・リュビーの『ナチ強制・絶滅収容所』のブunker 1、2に関する箇所でも、この小屋に関して引用されている資料は、SS隊員プロートの「自白」、ヘスの「自白」、フランス人収容者レティシュの「目撃証言」だけである<sup>17</sup>。

ブunker 1、2の「ガス室」について、最初に言及したのは、ソ連がニュルンベルク裁判に証拠として提出した「アウシュヴィッツ（オスヴィエチム）におけるドイツファシスト侵略者とその共犯者による虐殺と犯罪に関する調査検証特別国家委員会報告」（資料番号 008 - USSR）であり、それは、かつてガス室と焼却棟の特別部隊メンバーとして働いていた収容者のドラゴンとタウバーの証言「最初、ドイツ人は2キロメートル離れた二つのガス室を持っていた。それらは二つの木造のバラックであり、両方とも同じであった。列車によって運ばれてきた人々はバラックに連れていかれ、服を脱がされ、ついで、ガス室に追い立てられた。ガスマスクをつけたSS隊員が穴からチクロンを投下した。ガス処刑は、15 - 20分続き、その後、死体は小さな荷車で運び

出されて、壕に運ばれ、そこで燃やされた」<sup>18</sup> を引用している。

ドラゴンとタウバーの証言は、以下の5つの要素から成り立っている。

- (1) ビルケナウ収容所の離れたところに木造のバラックを改造した二つのガス室が存在した。
- (2) 到着した犠牲者は、(入浴目的のために) 服を脱がされてから、「ガス室」に入った。
- (3) SS 隊員がチクロンを投入した。
- (4) ガス処刑は15 - 20分続いた。
- (5) 死体は運び出されて、近くの壕で焼却された。

奇妙なことに、ヘス、プロート、レティッシュの証言もこの5つの要素で構成されており、そのそれぞれが、「リアリティ」を増すためか、小説的な細部描写を使うようになっている。例えば、プロートの「自白」は(1)について、「とどまるところを知らず、拡大し続けていたビルケナウ収容所からやや離れた場所に、こざれいで見た目の良い農家が二軒あり、ちょっとした林を間にして周囲の見事な風景の中にすっぽりとおさまっていた」<sup>19</sup> と記している。ヘスの「自白」は(2)について、「農家に到着すると、収容者たちは服を脱ぐように指示された。最初はごく落ち着いた様子で、殺菌消毒を受けるとされていた部屋のなかに入っていった。このとき、何人かは、疑いを抱き、窒息死や絶滅という言葉の口に始めた。すぐに、パニックが始まった。外に残っていた者はすぐに部屋のなかへ押し込まれ、ドアがぴたりと閉ざされた」<sup>20</sup> と記している。レティッシュの「目撃証言」は(3)について、「小さな天窓からSS伍長モルがガス剤を投入した」<sup>21</sup> とチクロンの投下者の実名をあげ、(4)と(5)についても、「聞こえてくる叫び声はすさまじいものであった。だが、しばらくすると、まったき沈黙が支配した。20分ないし25分後、空気の入れ換えのために窓も扉も開け放たれ、死体は即刻墓穴に投げ込まれ、そこで焼かれた」<sup>22</sup> と記している。

異なった証人が、ほぼ同じような内容の証言をしているので、その内容を歴史的事実と理解すべきであるのか。それとも、最初にまずオリジナルなシナリオが存在して、のちの「目撃証言」や「自白」はそのシナリオにもとづいて、それなりに脚色されながら作成されたのであろうか。この問題を解く鍵は、ブンカー1, 2について最初に言及しているのがソ連の特別委員会報告であるという点にある。ホロコースト修正派のクロウエルは、特別委員会報告と「ガス室」「ガス処刑」に関する様々な「目撃証言」や「自白」の内容との関連について次のように述べている。

「アウシュヴィッツ特別委員会報告は、その後の自白だけではなく、目撃証言の中味の枠組みを定めた。... アウシュヴィッツ特別委員会報告が権威を持つようになったのは、それを政府が発行したため、また、それと対立するような報告 カチン事件でのような 報告がなかったためであった。権威を持つようになったのは、法医学的、資料的、物的に広範な調査がなされたためではない。その結果、この報告は、そこで何が起こったのかを知ろうとする人々にとって基本的な資料となってしまった。証言をしようとする証人は、自分の記憶をリフレッシュするため、あるいは自分の経験を広い視野に置いてみるために、この報告を参照した。非常に重要なことは、連合国の役人がアウシュヴィッツ関係者を尋問するにあたって、真実と虚偽とを区別するために、この報告を参照しなくてはならなかったことである。証人や自白者がソ連特別委員会報告と一致するような陳述をするとすぐに、これらの陳述は、報告と一致しているとの理由で、ソ連報告の権威を獲得した。時が経つにつれて、人々は、ソ連のアウシュヴィッツ報告自体ではなく、その影響を受けた証言や自白こそがアウシュヴィッツでの大量ガス絶滅の証拠とみなすようになって

いた。」<sup>23</sup>

下線部：プレサックは、ブンカー1でのガス処刑後、「一晩中」自然換気が行なわれ、その後で犠牲者の死体が運び出されたと述べているが、それは、「15 - 20分」（タウバー）、「30分」（ヘス）、「20分ないし25分」（レティシュ）という「証言」とは食い違っている。

ガス処刑の後すぐに、有毒ガスが残存しているガス室から死体をすぐさま運び出すことが可能かどうかという問題、あるいは換気装置問題は、「ガス処刑」をめぐる論争の重要な論点である。プレサックなどのホロコースト派も焼却棟と焼却棟およびブンカー1、ブンカー2には換気システムがなかったことを認めている。とすれば、論理的には、換気装置のないブンカー1、ブンカー2で数十分後に犠牲者の死体の搬出が行なわれたと述べているヘス、プロート、レティシュたちの「自白」、「目撃証言」の信憑性自体を疑わざるをえないし、ひいては、彼らの「証言」にもとづくブンカー1、2の「ガス室」の存在自体を疑わざるをえないことになる。

#### 論点4：「絶滅センター」としてのアウシュヴィッツ・ビルケナウ

このときまで、アウシュヴィッツはユダヤ人を殺害するにあたってはまったく周辺の役割しか果たしていなかった。中央建設局の文書館の膨大な資料を検証してみると、収容所を虐殺目的で使い始めたのは、やっと1942年6月からのことであったことが判る。この結論は、ヒムラーがヘスにビルケナウは1941年夏に殺人センターとして使われると述べたという1946年のヘスの陳述と矛盾している。我々が研究してきた証拠は、ヘスが1941年と1942年を混同したことを示している。<sup>24</sup>

下線部：ホロコーストの「正史」は、アウシュヴィッツ・ビルケナウが「絶滅センター」として選択された時期をヘスの「自白」にもとづいて「1941年夏」としている。例えば、ピペル論文は、「SS長官ハインリヒ・ヒムラーが、アウシュヴィッツがヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅計画のなかで役割を演じるべきであると1941年夏に決定すると、ガス室による大量殺人という新しい方法が導入された」<sup>25</sup> という一文から始まっており、アウシュヴィッツ・ビルケナウがガス室を持った「絶滅センター」として選択された時期を「1941年夏」と断言している。

この定説にしたがえば、アウシュヴィッツ・ビルケナウに焼却棟が建設されようとしたときには、最初から、「ガス室」を備えていなくてはならないことになる。ところが、プレサックは、アウシュヴィッツの建設局の文書資料を渉猟してみると、アウシュヴィッツ・ビルケナウの焼却棟が、「絶滅センター」として選択されたとされている「1941年夏」頃には、死体安置室、検死室、焼却炉などを備えた「通常の」焼却棟として設計・建設されていたことを発見してしまった。したがって、プレサックは、アウシュヴィッツ・ビルケナウがガス室を備えた「絶滅収容所」ではなかったことを認めるか、あるいは、「絶滅収容所」に「改造」されようとした時期を遅らせるかというディレンマに直面してしまったのである。

下線部：プレサックは、このディレンマをヘスが「1941年」と「1942年」を混同したというかたちで解決しようとした。しかし、典拠も示されていないし、根拠もない。アウシュヴィッツ・ビルケナウの焼却棟の設計・建築計画に、プレサックのいう「リーク」（「犯罪的証拠」）が登場するのが、1942年6月以降のことであるということからの推論であろう。

#### 論点5：アウシュヴィッツを「絶滅センター」に選択した理由

ヒムラーは、1942年6月初頭に、収容所の将来の使用に関して伝えるために、ヘスを

ベルリンに召喚したに違いない。アウシュヴィッツを選択した一つの条件は、……収容所のすばらしい鉄道の結びつきである。しかし、もう一つの重要な要因が1941年末に登場した。一日に1440名を…焼却する能力を持った特別な焼却棟の存在である。ヒムラーがアウシュヴィッツに関心を寄せたのは、この二つの条件の結びつきであった。<sup>26</sup>

下線部：プレサックは、ヒムラーがアウシュヴィッツを「絶滅センター」として選択した理由を、アウシュヴィッツが東・中ヨーロッパの交通の要衝にあること、焼却能力の高い焼却棟を備えていたことの二点としているが、ヘスの「白自」があげているのは、交通の要衝であること (the advantageous transport facilities)、場所の隠密性 (isolated and disguised) であり<sup>27</sup>、焼却棟についてはふれていない。これはあくまでも、焼却棟と「絶滅収容所」を結びつけようとするプレサックの推論にすぎない。

また、焼却棟の焼却能力も、「ガス室」をめぐる論争の重要な論点である。大量の焼却能力がなければ、大量殺人とその死体の処理が不可能だからである。プレサックは、ここで焼却棟の焼却能力を一日「1440体」としているが、ホロコースト修正派のマッソーニョは、一日「300体」と見積もっている<sup>28</sup>。

#### 論点6：ブunker 2（「白い小屋」）の「ガス室」

ブunker 1 からさほど離れていないところに、白壁のもう一つの農家があった。105平方メートルで、「赤い小屋」よりもわずかに大きかった。ヘスは、それをブunker 1 にしたがってガス室に改造することにした。そこには800名を収容することができた。ビショフは、換気についての助言を求められた。彼は、チクロンBの製造元のデゲシュ社社長ペテルス博士の論文を思い出した(79)。この論文は、並立した10立方メートルの8つの小さなガス室を持つ、チクロンBを使った殺菌消毒システムを扱っていた。各室は、二つのガス密閉ドア（金属製か木製）を持っており、一つのドアは個人の物品を汚れサイドに、もう一つのドアはそれを清潔サイドに移すものであった。部屋は暖房のための放熱器、内部循環換気装置を持っていた。この装置は、最初に、殺菌消毒される物品に消毒剤を定期的に散布し、ついで、60 - 90分の消毒措置が終わると、効果的な排気を行なった。…… 小さな農家の両側にドアを持った平行に配置された部屋を設置することは簡単であった。しかし、循環通風のための放熱器は問題を生じた。この装置はブース社によって設置されねばならず、輸送するには、長い遅延を覚悟しなくてはならなかったからである(80)。放熱器の設置は放棄され、50立方メートルの4つの並列のガス室を設置するという修正に限定された。ガス室は風上に向けられていたので（ビルケナウでは北 - 南）、自然の換気で十分であると考えられた。毒ガスを投入する方法は、ブunker 1と同様であった。各室あたりチクロンBの一つか二つの500グラム包みは急速な死をもたらした。「白い小屋」すなわちブunker 2は1942年末頃稼働した<sup>29</sup>。

下線部：プレサックがここで述べたいことは、収容所当局はブunker 2に殺人ガス室を設置するにあたって、デゲシュ社製の循環排気システムを備えた殺菌消毒ガス室を模倣したということであろう。しかし、この記述には、ホロコースト修正派のマッソーニョが批判しているように、難点がある<sup>30</sup>。デゲシュ社の殺菌消毒ガス室の技術的な長所は、消毒剤の散布と換気を促す循環換気システムにある。ところが、ブunker 2は機械的換気システムを備えていなかったとされているので、プレサックは循環換気システムが設置されなかった理由を部品の遅延に求めた。と

すると、収容所当局は、循環換気システムという最大の技術的長所を無視して、殺菌消毒ガス室の配置だけを模倣したことになる。

ホロコースト派も認めているように、換気システムがなければ、大量ガス処刑 - > 死体の除去 - > 新たなガス処刑という「連続的」大量殺人は不可能になる。もしも、収容所当局が、部品の遅延のために、自然換気だけでも良いと考えたとするならば、「連続的」作業が必要ない、すなわち自然換気のための時間をとることができる殺菌消毒目的用にこれらの部屋を設置したと考える方が論理的であろう。また、50立方（平方）メートルの部屋を4つの小部屋（12.5平方メートル）に区切ったというのも、800名ないし1200名の犠牲者を収容したとされる作業を考えると、きわめて非合理的である。衣服などを分類整理して、個々の部屋で殺菌消毒したと考える方がごく自然であろう。

#### 論点7：大量のチクロンBの発注

8月20日頃、疫病はまだ猖獗をきわめていたが、チクロンBの蓄えは底をついていた。アウシュヴィッツ当局は、これ以上多くの青酸を発注すると、疫病を抑える能力を持っていないことが露見してしまうことをおそれて、発注をためらっていた。そのとき、誰かが、ユダヤ人のガス処刑に言及することによって大量のチクロンBの購入を正当化するというアイデアを思いついた。SS経済管理本部の高官たちは、ユダヤ人が殺虫剤によって殺されていることを知ってはいたが、どれほどの毒がこの作業に必要なのかは知らなかったからである。実際には、1000名の移送者を殺すには、わずか4キロの青酸が必要なだけであった。SSは、ガス室で作業に必要な量の3000%も水増しすることによって、そこから95%を殺菌消毒用に汲み上げようとしたのである。このトリックはうまくいった。8月26日と9月14日、ビルケナウでの不適格者の清算を意味する「特別処置」「特別行動」のために、大量のチクロンBを購入することが許可された(84)。<sup>31</sup>

下線部：ここでの、プレサックの論理は奇妙である。整理すると次のようになる。

- (1) アウシュヴィッツ当局はチフスの蔓延を防ぐために大量のチクロンBを必要としていた。
- (2) しかし、これ以上のチクロンBを発注することで、自らの無能力が露呈してしまうことを恐れていた。
- (3) 幸いなことに、中央のSS経済管理本部は、チクロンBが殺菌消毒用にどれほど必要であるか、殺人用にどれほど必要であるか知らない。
- (4) だから、アウシュヴィッツ当局はユダヤ人を殺害するために必要であるとして、チクロンBを発注すればよいというアイデアを思いついた。
- (5) この「トリック」は成功し、「特別処置」、「特別行動」のために大量のチクロンBを発注する許可が下りた。

この(1)から(5)までの要素のうち、文書資料的な根拠があるのは、(5)の発注の許可だけであり、(1)から(4)までは、プレサックの推論にすぎず、その推論すらも、きわめて非論理的である。例えば、(1)(2)については、SS経済管理本部は、死亡者数を含む報告を月ごとに各収容所から受け取っており、チフスなどの疫病の蔓延の実態を把握していたに違いない。プレサック自身も、経済管理本部長ポールが9月23日にアウシュヴィッツを訪問して、「腸チフスとマラリアを防止するために、彼は浄化プラントの建設の促進を推奨した」と記している



ほどである。(3)についても、経済管理本部の高官のなかには、チクロンBに関する細かい知識を持っていない人物もいたかもしれないという程度のことである。(4)も、まったく文書資料的な根拠がない。

プレサックが、このような奇妙な論理、「想像」を思いつかねばならなかったのは、なんとか(5)の「特別処置」、「特別行動」のための発注の許可という文書資料的な事実を、「ガス処刑」に結びつけたかったためであろう。ホロコースト「正史」によると、「特別処置」、「特別行動」とは「ユダヤ人の殺害」「絶滅」を意味しているとされているから、「特別処置」「特別行動」のためのチクロンBの発注の許可は、とりもなおさず、「ユダヤ人の殺害」「絶滅」を許可したことになるからである。

ところが、この推論には難点があった。購入許可されたチクロンBの量があまりにも大量であったのである(プレサックも認めているように、殺人目的に限定すれば、許可された量の2-3%でよいことになる)。後述するように、「特別処置」、「特別行動」とは防疫のための殺菌消毒措置を意味していると、ごく「自然」に理解すれば、「特別処置」「特別行動」のために大量のチクロンBの購入が許可されたことも、ごく「自然」に理解できるのであるが、プレサックは、「特別処置」、「特別行動」が「ユダヤ人の殺害」、「絶滅」を意味するというホロコースト「正史」をあくまでも守ろうとするあまり、この記述のような奇妙な論理、「想像」をひねり出さなくてはならなかったのである<sup>32</sup>。

#### 論点8：SS 経済管理本部長ポールの訪問

9月23日の朝、経済管理本部長ポールSS中将が、突然アウシュヴィッツに姿を見せ、チクロンBのすべてがどこへ行ったのか調査した(101)。ポールは最初に建設局に行き、収容所の全体図を説明させ、完成した建物、建設中のもの(ビルケナウの4つの焼却棟を含む)、まだ設計中のものを見取り図を入手した。彼がチクロンBについて尋ねたとき、彼は、それはシラミとユダヤ人の同時破壊のためのものであると説明を受けた。ポールはこの話題についてこれ以上質問しなかった。腸チフスとマラリアを防止するために、彼は浄化プラントの建設の促進を推奨した。<sup>33</sup>

下線部：9月23日に経済管理本部長ポールがアウシュヴィッツを訪問した事実の典拠資料は、プレサック論文の注101にも指摘されているように、収容所のSS医師クレマーの日記である。しかし、この日記には、ポールがアウシュヴィッツを訪問して、晩餐会が開かれたことだけが記載されているだけで(したがって、『アウシュヴィッツ・カレンダー』の9月23日の項目には、「経済管理本部長ポールSS 将軍と副官たちがアウシュヴィッツを訪問した。収容所長の邸宅で晩餐会が開かれた」<sup>34</sup>とだけ記載されている)、ポールがチクロンBの所在を調査したとか、チクロンBはシラミとユダヤ人を同時に根絶するために使われているという回答がなされたというような記述には、まったく文書資料的な根拠はなく、プレサックの推論、想像にすぎない。ポールのアウシュヴィッツ訪問の目的について、プレサックがこのような想像をしなくてはならなかったのは、論点7のチクロンBを大量注文した事件の顛末についての自分の推論、想像をなんとか補強しようとしたためであろう。

#### 論点9：換気装置の設置

シレジアの冬の到来によって、ブンカー1と2を使うことはますます困難となった。

戸外の気温は下がり続け、青酸はうまく気化しなくなっていた。1942年10月末、建設局はガス処刑をブンカー1と2から焼却棟の部屋に移すことを考え始めた。そのためには、トップフ社に計画中の換気システムの青写真を送ってもらうことが是非必要であった(104)。1週間以内に、焼却棟、焼却棟の送風換気システムを設置する青写真と、焼却棟の換気システム4月に到着していたが、設置されていなかったの最終青写真を受け取った。<sup>35</sup>

下線部：この記述のなかで、前半部(1942年……考え始めた)までは、プレサックの推論であり、アウシュヴィッツ建設局が換気システムの青写真をトップフ社に要請したという後半部だけが、文書資料にもとづいている。だから、文書資料だけでもとづけば、この記述は、「1942年10月末、建設局はトップフ社に計画中の換気システムの青写真を送ってくれるように要請した。それゆえ、この時期に、ガス処刑をブンカー1、2から焼却棟の部屋に移すことを考え始めた」と推測できる」となるはずである。

このように、文書資料にもとづく歴史的事実とプレサックの推論との因果関係(原因と結果)が逆転してしまったのは、ビルケナウの焼却棟問題(焼却棟、、、、)に関するプレサックの基本的立場が、ビルケナウの焼却棟が当初から殺人ガス室を備えた「絶滅センター」として設計・建設されたというホロコースト「正史」とは異なっており、当初は「通常の」目的を果たすために設計・建設されていた焼却棟が、ある時期からユダヤ人絶滅を目的とする「絶滅センター」と改造・改築されていき、機械的な換気装置の設置こそがその改造・改築を「リーク」しているというものだからである。

一方、ホロコースト修正派は、焼却棟の死体安置室は、チフスの流行に伴って、殺菌消毒ガス室としても利用された、あるいは、防空上の必要が増すにつれて、ガス防護対空シェルターとしても利用されたので、いずれにしても、換気装置の設置は当然のことであったと主張している。

下線部：プレサックによれば、アウシュヴィッツ当局は、焼却棟の死体安置室を殺人ガス室に改造するにあたっては、換気システムが必要であると考えていたはずなのに、なぜか、焼却棟の換気システムは倉庫に眠ったままとなっている。この事実は、換気システムの設置を殺人ガス室への改造と結びつけようとするプレサックの根拠がいかに薄弱であることを示している<sup>36</sup>。

論点10：焼却棟でのチクロンBの投入動作

焼却棟の最初のガス処刑はうまくいかなかった。フェイスマスクをつけたSS隊員が、小さなはしごを登って「窓」に向かい、ついで、片方の手でそれを開け、別の手でチクロンBを投下しなくてはならなかったからである。このアクロバットの作業が、6回も繰り返されなくてはならなかった。<sup>37</sup>

下線部：チクロンBを具体的にどのように「ガス室」に投入したのかも、「ガス処刑」をめぐる論点となっている。プレサックの記述には、典拠資料があげられていないが、「目撃証言」その他を総合したものであろう。

ホロコースト修正派のマッソーニョは、プレサックの記述に付け加えて、このSSの「曲芸師」が、「片手ではしごをつかみながら、自分を押し戻したり、つかんだり、なかに引き入れようとしたりしないように犠牲者に懇願しなくてはならなかった」、「そして、自分の手を伸ばして(歩道から1.70メートルの)窓のなかに手を入れて、ガス室のなかにチクロンBの缶を投入しなくてはならなかった」<sup>38</sup>という非現実的な情景を皮肉な調子で付け加えている。

## <「ガス室」、「ガス処刑」、「絶滅」などを「リーク」している情報（いわゆる「犯罪の痕跡」）に関するプレサック論文の記述>

論点11：「特別処置」、「特別行動」の意味について

...報告書のなかで、アウシュヴィッツ建設局は、「特別行動」が作り出した状況のおかげで、新しい焼却棟をすぐに建設する必要があることを示唆している(89)。この陳述は、アウシュヴィッツがユダヤ人の絶滅の場所として最終的に選択され、新しい焼却棟が本質的な役割を果たすことを正式に確証している<sup>39</sup>。

焼却棟 と が大量殺人に関与していることは、会議の参加者全員に自明のことであった。エルトルは、この会議での報告のなかでビルケナウの森にあるブンカー1と2を「特別行動のための浴場施設」と呼んでいる<sup>40</sup>。

焼却棟 の死体安置室1をガス室に改造することが決定された。そのような決定を示唆しているのは「リーク」である。すなわち、資料（書簡、青写真、写真）のなかで、焼却棟を、人間の大量殺害以外では説明することができない、通常ではない方法で使うことに言及している箇所のことである。...ビショフの助手の一人ヴォルターがトップフ社に、焼却棟 の死体安置室に換気システムを設置するための金属工の親方の派遣を要請した。正式に現場に責任を負っていた彼の同僚ヤニッシュは、この要請を拒否した。ヴォルターはビショフにメモを送り、何が起こったのかを明らかにした。このノートのなかで、彼は焼却棟 の死体安置室を「特別地下室」(Sonderkeller)と呼んでいる(105)。...また、ビルケナウの完成のために必要な120の資材項目は12月10日から18日の間に作成されており、それには、殺人作業を指す「捕虜収容所（特別処置の実施）」というキャプションがついている(106)<sup>41</sup>。

下線部：ホロコースト「正史」では、「特別処置(Sonderbehandlung)」という用語は囚人の「絶滅」、物理的抹殺を意味し、「特別行動(Sonderaktion)」という用語は、「絶滅」に関連する作業全体（例えば、労働不適格者の「選別」「ガス室送り」など）を意味する「コード化された言語」であり、このような用語がつけられた施設や行動は、囚人の「絶滅」、「物理的」抹殺を目的とした施設や行動ということになっている。

これに対して、ホロコースト修正派のマッソーニョは、ここで使われている「特別処置」「特別行動」という用語にはそのような意味合いはなく、この用語は防疫を目的とした収容所での「殺菌消毒活動」のことを指していると主張している。実は、プレサック自身も、1989年の著作のなかで、ヴィルト博士は「衛生状態の改善のための特別処置が緊急にとられなければ、チフスが蔓延することを予想した」とか、「『特別処置』、『建設特別処置』という用語は、衛生措置や（たとえば、水の供給、囚人への保健衛生措置など）の建物に関係する処置を意味している」とか、中央サウナの殺菌消毒施設の建設によって、「SSは、ビルケナウでのチフスの再流行を『断固』として防止しようとしていた」と述べており、「特別処置」が殺菌消毒活動、もっと広く言えば、疫病に対する措置を意味していたことを認めているのである<sup>42</sup>。

ところが、プレサックは、ホロコースト「正史」の定義だけにすがって（あるいは、「正史」を守ろうとするあまり）、この用語が登場している箇所を「ガス室」「ガス処刑」「絶滅」を「リーク」している情報であると断定し、「アウシュヴィッツがユダヤ人の絶滅の場所として最終的に選択され」とか「焼却棟 と が大量殺人に関与していることは、会議の参加者全員に自明のことであった」とか「殺人作業を指す」と即断してしまっている。

## 論点12：Vergasungskeller

2月29日のカムラーの書簡には、彼が焼却棟の地下室1を「Vergasungskeller (gassing celler)」としているもう一つのリークがある(121)。<sup>43</sup>

下線部：ホロコースト「正史」では、カムラーの書簡にある「Vergasungskeller」という単語は、Gas celler あるいはGassing celler と英訳され、焼却棟に「ガス室」が存在したとする決定的な証拠とされてきたが、プレサックの記述も、これを踏襲している。

これに対して、ホロコースト修正派は別の解釈を提示してきた。まず、バッツは『20世紀の詐術』のなかで、Vergasungの第一の意味がガスの発生あるいは気化、すなわち何かをガス化することであるという解釈にもとづいて、Vergasungskellerとは焼却炉のための燃焼ガスを発生する部屋を指していると論じた<sup>44</sup>。また、フォーリソンはこのバッツの解釈を批判して、VergasungskellerとはチクロンBその他の殺菌消毒に使う備品の保管室であると論じた。

この論争の核心は、焼却炉以外の様々な部屋（例えば、焼却棟の地下室1と2）が、当初の死体安置室や検死室からどのような目的の部屋に転用あるいは重複使用されるようになったのかという点である。もちろん、プレサックなどのホロコースト派は「殺人ガス室」として使われるようになったと考えているので、Vergasungskeller = 「殺人ガス室」とみなしている。一方、ホロコースト修正派のなかでは、「殺菌消毒室説」と、「ガス防護対空シェルター」説、あるいは双方の折衷説（重複使用説）が対立しており、意見の一致はない。

まず、燃焼ガスを発生する部屋であるとの見解を取っていたバッツは、近年は、ガス防護対空シェルター説をとるようになってきている<sup>45</sup>。さらに、戦時中のドイツの対空シェルターについての研究を精力的に押し進めているクロウエルは、この場合のVergasungとは「ガス化」とか「気化」を指しているのではなく、「ガスをあびた人々」のことを指しており、Vergasungskellerとはガス防護対空シェルターのなかの「毒ガスによって負傷した人々のための部屋」を指していると論じている<sup>46</sup>。

マッターニョは、ガス防護シェルター説にもとづくクロウエルの解釈を批判して、アウシュヴィッツ・ビルケナウ収容所に関する文書資料に登場するVergasungという用語は防疫とHCN（シアン化水素）に関連している事柄だけであり、ガス防護シェルター説にはまったく文書資料的な根拠がない、したがって、Vergasungskellerとは殺菌消毒ガス室のことであると主張している。マッターニョの批判を受けたクロウエルは、ガス防護対空シェルターとしても殺菌消毒ガス室としても転用されたと述べている（重複使用説）<sup>47</sup>。

## 論点13：木製の送風機

建設局とトップフ社が2月11、12日に交換した書簡と電報は地下室1のための木製の送風機について言及している(126)。この言及は死体安置室がガス室として使われたことを確認している。ビショフとプリュファーは、濃縮された青酸（1立方メートルあたり20グラム）が混じった空気の排出には非腐食性の換気扇が必要であると考えた<sup>48</sup>。

下線部：プレサックは、1989年の著作では、地下室1の「木製の送風機」が「殺人ガス室 (homicides gas chambers)」の存在を立証する「技術的痕跡」であると述べていたのにたいして、ここでは、「殺人ガス室」ではなく、たんなる「ガス室 (gas chamber)」という表現に「後退」している。実際には、「木製の送風機」はのちに金属製のものに取り替えられた（プレサックは「腐食の危険が過大評価されていた」と説明している）ので、「殺人ガス室」の存在を立証する

証拠としてはあまりにも根拠薄弱であると考えたのであろう<sup>49</sup>。

#### 論点14：ガス検知器 (Gasprüfer) について

焼却棟に必要なもう一つの装置は、青酸の痕跡を探る検知器であった。トップフ社でのブリュファールとシュルツェの上司ザンダーとエルドマンはこの必要を伝えられた。ザンダーは検知器を求めて数社にあたった。建設局は2月26日の電報のなかで、ガス室は検知器なしでは完成させることができないので、ガス検知器をすぐにアウシュヴィッツに配送するように強く要請している (127)<sup>50</sup>。

下線部：プレサックは、ガス検知器こそが、焼却棟に殺人ガス室が存在したことの「決定的証拠」と見なしている。これに対して、ホロコースト修正派のなかでは、死体安置室が何に転用されたかと同様の論争が、ガス検知器についても行なわれている。焼却棟の一部の部屋が殺菌消毒ガス室として使用されたと考えるマッソーニョは、青酸を使った殺菌消毒室には、「青酸の痕跡を検知する」器具が当然必要であった（「ガス検知器」ではなく「青酸ガス検出キット (Gasre-stnachweisgerat für Zyklon)」）、ガス検知器は「焼却炉の燃焼ガスの分析装置」であったと述べている<sup>51</sup>。焼却棟の一部が対空シェルターとして使用されたとするクロウエルは、「ガス検知器はドイツの化学戦装備とガス防護シェルターの装備では一般的であった」と述べている<sup>52</sup>。また、バッツは、焼却炉はその燃やす物質によっては高濃度の青酸を放出する場合があります、ガス検知器はこのために必要であったと論じている<sup>53</sup>。いずれにしても、ガス検知器だけでは、ガスを使った設備が存在していたことは立証できても、その設備が「殺人ガス室」であったことは立証できない。

#### <おわりに>

以上のように、プレサックが「ガス処刑」や「殺人ガス室」あるいはその存在を「傍証」するような情報の「リーク」（「犯罪の痕跡」）を記述していると主張している箇所は、そのいずれもが矛盾をはらんでおり、彼が意図したように、アウシュヴィッツ収容所が「殺人ガス室」を備えた「絶滅センター」であったことを十分に立証しているようには思われない。この箇所に信憑性あるいは十分な説得力がないとすると、プレサック論文は、アウシュヴィッツの「絶滅装置の歴史」を文書資料にもとづいて解明したのではなく、たんにアウシュヴィッツにおける通常の焼却棟の建設行程を丹念に跡づけたものということになる。

それゆえ、プレサックの諸研究は、当初は「ホロコースト修正派のたらめを決定的に論駁したもの」として、ホロコースト派の中で高くもてはやされたものの、その内容の「危険さ」（「隠れ修正派的研究」）が察知されたのであろうか、ホロコースト派の推奨文献の中から姿を消し、むしろ、修正派の中で高く評価されてきているという奇妙な事態となっている。そして、このような奇妙な事態は、戦後半世紀を経て、ガス室問題を含むホロコーストに関する様々な局面を、「目撃証言」や「自白」ではなく、当時の文書資料と現場検証あるいは物証にもとづいて徹底的かつ客観的に検証すればするほど、ホロコースト正史の基本テーゼを維持することができなくなっているという今日のホロコースト研究の段階を象徴しているのである<sup>54</sup>。

1 ホロコースト「正史」、ホロコースト派、ホロコースト修正派といった用語やホロコースト論争をめぐる全体的な状況については、拙稿「第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況

- ( 2 ) ダッハウ収容所のケース」、文教大学教育学部紀要第38集 (1998) を参照していただきたい。
- 2 ラッシニエの諸研究は、P.Rassinier,The Holocaust Story and the Lies of Ulysses,Costa Mesa,California,1988.にまとめられている。
- 3 Jean-Claude Pressac,Auschwitz : Technique and Operation of the Gas Chamber,NY.,1988.(Pressac ) Jean-Claude Pressac,Les crematories d'Auschwitz : La machinerie du meutre de masse,Paris,1993.(Pressac ) Jean-Claude Pressac with Robert-Jan Van Pelt,The Machinery of Mass Murder at Auschwitz,Anatomy of the Auschwitz Death Camp,edited by Y.Gutman and M.Berenbaum,Indiana U.P.(Pressac ) Pressac は Pre-ssac を短縮したものであるという。プレサックの1989年と1993年の著作は、後述するように、その扱われ方の特殊事情から、入手が困難となっている。このために、残念ながら、本小論が批判の対象としたのも、論文集に掲載された、ペルトとの共同執筆論文である。
- 4 D.Lipstadt,Denying the Holocaust,NY.,1993.p.173. デボラ・リップシュタット、滝川義人訳『ホロコーストの真実』恒友出版、1995年、下巻、101頁。
- 5 テイル・バステアン著、石田その他訳『アウシュヴィッツとアウシュヴィッツの嘘』、白水社、1995年、146 - 147頁。
- 6 Pressac ,p.209.
- 7 Danuta Czech,Auschwitz Chronicle,1997,N.Y.,pp.84-87.
- 8 F.Piper,Gas Chamber and Crematoria,Anatomy of the Auschwitz Death Camp,edited by Y.Gutman and M.Berenbaum,1998,Indiana U.P.,p.157.
- 9 C.Mattogno,Auschwitz,The End of a Legend,1994,Institute for Histrical Review,p.39.
- 10 Pressac ,p.209.
- 11 例えば、ピペル論文は焼却棟 について、「もともとは、自然死、殺害・処刑された囚人の死体の焼却のために設計されていた。この焼却棟は、ビルケナウやサブ収容所の囚人の死体の焼却のためにも使われた」と述べている。F.Piper,op.cit.,p.176.
- 12 例えば、西岡昌紀『アウシュウイッツ「ガス室」の真実』、日新報道、1997年、103 - 105頁を参照していただきたい。
- 13 F.Piper,op.cit.,p.177.
- 14 Did Six Million Really Die ? Report of the Evidence in the Canadian "False News" Trial off Ernst Zundel-1988,edited by Barbara Kulaszka,Toronto, 1992のなかのフェルデラー証言。David Cole,Forty-Six Important Unanswerd Questions Regarding the Nazi Gas Chamber,www.codoh.com / gcgv / gc46-origi.html.
- 15 Pressac ,p.212.
- 16 F.Piper,op.cit.,p.178.
- 17 マルセル・リュビー、『ナチ強制・絶滅収容所』、1998年、筑摩書房、301 - 302頁
- 18 この露文報告書の英訳は、Soviet War Crimes Report on Auschwitz,Nuremberg Trial - 6 May 1945,http://www.codoh.com /
- 19 リュビー、前掲書、301頁
- 20 Death Dealer,The Memoirs of The SS Kommandant at Auschwitz,by Rudolf Hoess, N.Y.,1992,pp.157.

- 21 リュビー、前掲書、303頁
- 22 リュビー、前掲書、303頁
- 23 S.Crowell, The Gas Chamber of SherlockHolmes,  
[www.codoh.com / incon / inconshr123.html](http://www.codoh.com/incon/inconshr123.html)
- 24 Pressac ,p.213.
- 25 F.Piper,op.cit.,p.157.
- 26 Pressac ,p.213.
- 27 Death Dealer,p.27.
- 28 C.Mattogno,Auschwitz,p.24.
- 29 Pressac ,pp.213-214.
- 30 C.Mattogno,Auschwitz,pp.73-75.
- 31 Pressac ,p.215
- 32 Cf.,C.Mattogno,Auschwitz,pp.47-49.
- 33 Pressac ,p.222.
- 34 Danuta Czech,Auschwitz Chronicle,pp.243.
- 35 Pressac ,p.223.
- 36 C.Mattogno,Auschwitz,pp.51-53.
- 37 Pressac ,p.234.
- 38 C.Mattogno,Auschwitz,p.83.
- 39 Pressac ,p.216.
- 40 Pressac ,p.219.
- 41 Pressac ,p.223.
- 42 C.Mattogno,Auschwitz,pp.43-47.
- 43 Pressac ,p.227.
- 44 A.Butz,The Hoax of the Twentieth Century,1976,pp.120-122.
- 45 A.Butz,"Vergasungskeller",[http://pubweb.acns.nwu.edu / ~ abutz / di / dau / vk.html](http://pubweb.acns.nwu.edu/~abutz/di/dau/vk.html)
- 46 Samuel Crowell, Technique and Operation of German Anti-Gas Shelters in World War  
.,[http://www.codoh.com / incon / inconpressac.html](http://www.codoh.com/incon/inconpressac.html)
- 47 クロウエルとマットーニョの論争については、C.Mattogno, Morgue Cellers of Birkenau:  
Gas Shelters or Disinfesting Chambers, S.Crowell, Comments On Mattogno's Critique  
Of The Bomb Shelter Thesis, C.Mattogno, Reply to Samuel Crowell's "Comments"  
about my "Critique of the bomb shelter thesis" ,[http://www.codoh.com / granata /](http://www.codoh.com/granata/) を  
参照していただきたい。
- 48 Pressac ,p.229.
- 49 Cf.,C.Mattogno,Auschwitz,pp.67-71.
- 50 Pressac ,p.230.
- 51 C.Mattogno,Auschwitz,pp.65-67.C.Mattogno,The "Gasprufer" of Auschwitz,  
[http://www.codoh.com / granata /](http://www.codoh.com/granata/)
- 52 Samuel Crowell,Technique and Operation of German Anti-Gas Shelters in World War  
.,[http://www.codoh.com / incon / inconpressac.html](http://www.codoh.com/incon/inconpressac.html)

- 53 A.Butz, Gas Detectors in the Auschwitz Crematorium ,  
<http://pubweb.acns.nwu.edu/~7Eabutz/di/dau/detect.html>. このバツツ論文に対する  
マットーニョの批判は、C.Mattogno, Critique of the A.R.Butz article "Gas Detectors in the  
Auschwitz Crematorium ", <http://www.codoh.com/granata/> また、西岡昌紀、前掲書、126 -  
127頁。
- 54 最近邦訳されたビューランの『ヒトラーとユダヤ人』（佐川訳、三交社、1996年）も、ユダ  
ヤ人問題の「最終解決」がユダヤ人の「絶滅」であったというホロコースト正史の基本テー  
ゼを結論部分では維持しようとしているにもかかわらず、著作の大半を費やして、「最終解  
決」とはユダヤ人の「移住と立ち退き」であったことを文書資料的に「立証」しており、や  
はり「奇妙な」印象を与える研究書である。